

古賀市障がい者就労施設等優先調達方針

1 目的

この方針は、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立促進に資するため、本市が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 調達方針の適用範囲

この方針は、古賀市の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる施設等

本方針の対象となる施設は、法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の障がい者就労施設等とする。

- ア) 障がい者支援施設
- イ) 地域活動支援センター
- ウ) 障がい福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
- エ) 障がい者の地域における作業活動の場として障がい者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- オ) 国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号。以下「政令」という。）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）
- カ) 政令第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障がい者多数雇用事業所）
- キ) 在宅就業障がい者
- ク) 在宅就業支援団体

4 調達物品等

市が障がい者就労施設等から調達する物品等は、別記のとおりとする。

5 調達の推進方法

市は、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

（1）調達の推進に必要な情報の提供

障がい者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

（2）障がい者就労施設等の提供能力の向上

障がい者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障がい者就労施設等の受注機会増大のための措置

ア) 物品等の調達が生じた場合には、障がい者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ) 物品等の調達に際しては、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障がい者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約の積極的な活用を検討すること。

(5) 本市が主催するイベント等については、可能な限り障がい者就労施設等に対し、情報の提供及び出店の調整を行う。

(6) 調達方針の推進にあたっては、市内中小企業や「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和 46 年法律第 68 号）に基づいて設置されたシルバー人材センターなどに十分に配慮する。

6 調達の目標

年度の調達目標は、前年度の件数及び実績額と同程度とし、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本調達方針は、市ホームページにより公表する。なお、見直しを行った場合も同様とする。

(2) 調達実績は、年度の終了後、概要を取りまとめ、市ホームページにより公表する。

8 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉課障がい福祉係とする。

附 則

本方針は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

別 記

調達物品等の種類	調達物品等の内容
物品	事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨
役務	印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、飲食店等の運営、その他のサービス・役務

(注) 上記に記載のない障がい者就労施設等や物品等の内容であっても、調達の推進を図るために必要と認められるものについては、調達物品等として取り扱うことができるものとする。

令和 8 年度 調達物品一覧及び調達目標

1. 障がい者就労施設等から調達可能な物品等の一覧

障がい者就労施設等名	物品	役務
障がい福祉サービス事業所 なのみ工芸	パン類、菓子類、 さをり織り商品、 干支置物	施設管理、清掃 除草作業（手作業による草抜きは不可）
社会福祉法人 福岡コロニー		印刷、清掃、スキャニング、 情報入力、施設管理、仕分け、 発送、封入等簡易作業
合同会社 きずな		PC データ入力 仕分け、袋詰・包装、箱折り、 清掃
株式会社 にじの色 なないろワーク	野菜、パン類、黒蜜、 飲料・コーヒー等、プリン	袋詰・包装、除草作業、喫茶 店、投函作業、箱折り
s - a s s i s t 株式会社 w i n d s	農作物（主に野菜類）	箱折り、シール貼り、封入、 除草、剪定、チラシ配り ウレタン貼り
ふわわ株式会社 ダチョウのたまご	壁掛カレンダー	印刷物折り、おしぼり類折 り、袋詰・包装・梱包内の袋 詰

（注）上記に記載のない障がい者就労施設等や物品等の内容であっても、調達の推進を図るために必要と認められるものについては、調達物品等として取り扱うことができるものとする。

2. 調達の目標

令和 8 年度の目標については、令和 7 年度の実績と同程度とする。

（令和 7 年度実績）

年度	件数	金額
令和 7 年度	1 2 9 件	4 6, 6 8 0, 6 2 9 円